

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区入船三丁目三番地四、最後の住所栃木県宇都宮市高砂町二四番一六号
被相続人 亡 春木 孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一、二番地
相続財産清算人 弁護士 近藤 峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字稲子八七番地二、最後の住所本籍と同じ 被相続人 亡 加藤 隆司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所埼玉県熊谷市宮町二丁目一二二番地
第一宮町ビル六階菊地陽一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菊地 陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県浦安市堀江四丁目九番、最後の住所千葉県浦安市堀江四丁目九番二六号
被相続人 亡 尾頭 正二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所千葉県船橋市前原西二丁目一三番一、三番五
三号大塚ビル五階 牧野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平澤 梨奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市夏見台三丁目九六一番地一七、最後の住所千葉県船橋市夏見台三丁目二三番一七号
被相続人 亡 内山 典子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

事務所千葉県船橋市本町一六六二二番船橋SFビル四階葛南総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森本 亨

令和八年七月二十二日

事務所千葉県市川市八幡三丁目一番一八号
三階シャトー増田N.O. 3法律事務所羅針盤
相続財産清算人 弁護士 本田 真郷
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市咲が丘二丁目三番、最後の住所千葉県船橋市咲が丘二丁目三番一三三番
被相続人 亡 鈴木 寿行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所千葉県船橋市前原東一丁目五番四号
アソルティ津田沼三階 徳永法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大石 聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区梅田六丁目九六二番地、最後の住所千葉県美浜区真砂二丁目一五番二棟一〇二二番
被相続人 亡 清水 征夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所千葉県市中央区中央三丁目一五番六号
やまようビル三階 渚法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 亜衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡雄武町字雄武六九七番地、最後の住所千葉県船橋市金杉六丁目一六番七号
被相続人 亡 海谷 勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所千葉県船橋市本町一六六二二番船橋SFビル四階葛南総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森本 亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県安達郡本宮町字中條六六番地、最後の住所千葉県船橋市二和四六丁目一七番五号
被相続人 亡 細貝 俊介
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所千葉県市川市市川南一九一三三京葉建設市川ビル五階 弁護士法人リバーシテイ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 梅村陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前三丁目五六七番地、最後の住所東京都練馬区中村南二丁目五番一、二番
被相続人 亡 吉岡 善武
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十四日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

事務所東京都千代田区大手町一丁目五番一、二番
号大手町ファーストスクエアイーストタワー三階三浦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松田 一星

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区久が原三丁目一〇二番地、最後の住所東京都八王子市横川町七番地二マリオン八王子二〇三三番
被相続人 亡 米田 知男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十四日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

東京都武蔵野市中町一丁目二八番一〇号
ローラン武蔵野二階 武蔵野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂倉 渉太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草二丁目二四番、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北二丁目三七番一、二番
被相続人 亡 保阪 繁
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十四日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

東京都千代田区飯田橋一丁目九番七号池谷ビル三階 吉村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉村 浩
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小豆沢二丁目一〇番、最後の住所東京都板橋区小豆沢二丁目一〇番一〇番
被相続人 亡 今井 寛秀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階 紀尾井町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中澤 康介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市大宮町一丁目四一番地一、最後の住所神奈川県相模原市南区相武台団地一丁目六番一〇一四号
被相続人 亡 福岡 高
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十二日

神奈川県横浜市中区相生町四一七五JT B・YNN馬車道ビル四階 杉原・須々木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大西 哲平

第74期決算公告
令和8年7月22日
北海道勇払郡むかわ町晴海106番地
株式会社サカマキ
代表取締役 會田 忠行
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産の部	流動資産	87,003
	固定資産	174,116
	合 計	261,119
負債純資産及び部の部	流動負債	153,297
	固定負債	47,589
	資本	60,233
	剰余金	10,000
	本利準備金	42,711
	資本剰余金	(42,711)
	利益剰余金	7,523
	利益準備金	(5,000)
	その他利益剰余金	(2,523)
	合 計	261,119

(注) 当期純利益 111千円